

「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域」 公募要領

1. 趣旨

使用済小型電子機器等（デジタルカメラ、ゲーム機等）は、その相当部分が廃棄物として排出され多くは一般廃棄物として市区町村による処分が行われています。市区町村により処分される場合には、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅などの有用金属は埋立処分されています。

このため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る観点から、使用済小型電子機器等の再資源化を適正かつ確実に行うことができる者についての認定制度を創設し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案」が平成24年3月9日（金）に閣議決定され、国会に提出されました。

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するためには、一般廃棄物処理を行う市区町村の積極的な参加が必要となります。そこで、今般、積極的に広域的な使用済小型電子機器等のリサイクルに取り組んでいる地域を、「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域」として環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長が認定することにより、これから使用済小型電子機器等のリサイクルに取り組もうとする地域の見本とすることを目的として、公募を開始することとしました。

なお、環境省では、平成24年6月を目処に使用済小型電子機器等リサイクル社会実証事業の公募を行うことを予定しておりますが、「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域」として認定を受けていることが、社会実証事業応募の要件となります。

2. 概要

（1）公募する内容

本公募では、住民から排出される多種多様な使用済小型電子機器等を広域的に回収するとともに、回収された使用済小型電子機器等について、分別・解体・選別・破砕などの中間処理、貴金属やベースメタル・レアメタルなどの有用金属の回収などを実施する地域を公募します。

- （イ）排出者からの回収：各市区町村において、使用済小型電子機器等の回収を実施します。回収方法は、ボックス回収、不燃ゴミ等からのピックアップ回収、イベントを利用した回収、ステーション回収などから各市区町村が選択することを想定しています。

また、回収対象としては、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象品目を除く、使用済みの小型電子機器等（デジタルカメラ、ポータブル音楽プレーヤー・DVDプレーヤー、携帯用テレビ、小型ゲーム機、電子辞書、携帯電話、電子機器付属品など）から各市区町村が指定することを想定しています。

- (ロ) 中間処理、有用金属の回収：回収した使用済小型電子機器等を広域的に収集し、製錬工程に投入できるよう選別・手解体・機械破砕などの前処理を行い、製錬工程において、可能な限り有用金属の回収を行うものとします。

(2) 対象地域の要件

対象地域の範囲は、効率的・効果的な回収が可能となるよう複数市区町村で構成の上、応募することとします。

(3) 公募主体の要件等

本公募の対象となる主体は、地方公共団体です。複数の市区町村の属する都道府県が代表して、又はこれらの市区町村の連名で応募することとします。

(4) 事業計画

本事業に応募される場合、様式2「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力事業計画書」を作成し、提出してください。事業計画書は、以下の内容を盛り込んで作成してください。

(イ) 実施計画

使用済小型電子機器等の回収から運搬、中間処理、有用金属回収に至るまでのフローを作成した上、各実施内容について具体的に記載してください。

(ロ) 留意事項

本事業計画について、本事業計画の範囲内において、廃棄物処理法に基づく試験研究に該当するかどうかについては、各市区町村長により判断されることとなります。

3. 応募方法

(1) 応募書類

認定の申請は、申請書（様式1）に事業計画書（様式2）を添えて提出していただきます。

(2) 応募方法

別添の申請書及び事業計画書に必要事項を記入の上、以下の連絡先に提出してください。

(3) 公募期間

平成24年3月28日（水）から平成25年12月末まで

(4) 応募先及び問い合わせ先

環境省廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室

担当：佐藤（善）

e-mail: hairi-recycle@env.go.jp

TEL:03-5521-3153

4. 認定

(1) 認定方法

環境省廃棄物・リサイクル対策部において、本事業の趣旨・目的や認定基準に照らして、小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域を認定します。なお、認定過程において、申請者にプレゼンテーションやヒアリング調査、追加資料の作成等を依頼する場合があります。

(2) 認定基準

以下の観点により認定します。

(イ) 実効性

- ・使用済小型電子機器等の回収、運搬、中間処理及び有用金属の回収について、効果を上げるための工夫がなされているか。一定程度以上の回収率が見込める提案となっているか。

(ロ) 発展性・波及性

- ・使用済小型電子機器等の回収、運搬、中間処理及び有用金属の回収について、他の地域にも展開可能な内容になっているか。

(ハ) 継続性

- ・持続的に継続可能な事業計画になっているか。

(ニ) 関係者との連携・処理の適正性

- ・使用済小型電子機器等の回収、運搬、中間処理及び有用金属の回収につ

いて、関係者との必要な連携体制が準備されているか。また、海外における不適正な処理につながるおそれがないか。

(ホ) 広域性

- ・複数市区町村で連携する体制が整備されているか。

(3) 認定結果

認定結果は、申請者へ文書により連絡する予定です。

(4) その他

- ・ 「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域」として認定した場合には、環境省ホームページに認定地域として掲載します。
- ・ 認定基準に照らして認定が不適当となった場合には、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長は、当該認定を取り消すことができます。
- ・ 認定の有効期間は、平成 26 年 3 月末までを予定しています。

(様式1)

平成 24 年 月 日

環 境 省

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 宛て

(地方公共団体名)

「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力地域」認定申請書

標記の件について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	担当部署名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E-mail	

(様式2)

「小型電子機器等リサイクルシステム構築協力事業計画書」

1 全体計画

(作成注)

使用済小型電子機器等の回収から運搬、中間処理、有用金属回収に至るまでのフローを作成の上、各実施内容について具体的に提案してください。また、事業規模についても概算で良いので提示してください。

(A4 版 2 枚以内)

2 使用済小型電子機器等の回収及び運搬

(作成注)

使用済小型電子機器等の回収・運搬計画について、どのような方法により回収を行うかを具体的に提案ください。

(A4 版 1 枚以内)

3 中間処理、有用金属の回収

(作成注)

使用済小型電子機器等の中間処理、有用金属の回収について、どのような方法で実施するか、可能な範囲で具体的に明示してください。

(A4 版 1 枚以内)